

高松市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 市長は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する協議会として、高松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 路線（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）の休止又は廃止に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画及び同項第4号に規定する生活交通改善事業計画の策定、変更等に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織等)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、高松市都市整備局次長（交通政策課担当）の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者

- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省四国運輸局香川運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

6 前項の規定による委嘱は、協議事項ごとに行うものとし、当該協議が終了したときは、委員は解嘱されるものとする。

(協議会)

第4条 交通会議は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下、「路線等」という。）に係る運賃等について協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 前条第2項に規定する会長
 - (2) 同条第5項第1号の規定に基づき委嘱された委員のうち、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (3) 同項第3号の規定に基づき委嘱された委員のうち、当該路線等の関係住民又は利用者の代表者
 - (4) 同項第4号の規定に基づき委嘱された委員
- (会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(相談窓口)

第6条 高松市地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、都市整備局交通政策課に相談窓口を置くものとする。

(守秘義務)

第7条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市整備局交通政策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の第2条第2号に規定する生活交通ネットワーク計画として策定されている計画は、改正後の第2条第2号に規定する生活交通確保維持改善計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。